

番号	いただいたご意見・質問等	対応方針
【基本構想策定の趣旨】		
1	施行時特例市の全てが、中核市に移行する予定があるのか。	口頭にて説明
【移譲事務】		
2	救急医療について課題がある。	救急医療については、医療圏ごとに体制が整備されております。今後も、地域の実情に応じた救急医療体制の確保を図っていく必要がありますので、山梨県や関係市町と連携してまいります。
3	薬物乱用に対する取組は、どうなるのか。	薬物乱用対策を含め、覚せい剤や麻薬等に関する事務は、市が保健所を設置した後も、県の事務とされておりますが、普及啓発につきましては、従来どおり、県と連携を図りながら、その実施に努めてまいります。また、薬物乱用対策の一環として、新たに配置される薬剤師等による学校等への出前講座や、精神保健福祉相談員による相談業務についても、県と連携して取り組んでまいります。
【保健所設置における基本的方向】		
4	甲府市が保健所を設置することによるデメリットはあるのか。	保健所を設置、運営する上での課題として、次のことが想定されることから、今後も課題解決に向けた検討を重ねてまいります。 ①専門職等の人材確保と育成 ②施設・機器等の整備 ③事務事業の円滑な移行 事務習熟度の向上、検査の精度管理など ④他部署・他機関との連携(県との連携含む) ⑤広報啓発活動の充実 等

番号	いただいたご意見・質問等	対応方針
【総合的な健康支援拠点の整備】		
5	保健所を設置することだが、保健センターはどうなるのか。看板は、どうなるのか。	<p>地域保健法第5条において、中核市は、保健所を設置するとされています。また、同法18条において、市町村は保健センターを設置することができ、市町村保健センターは、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他、地域保健に関する必要な事業を行うことを目的とする施設とされています。</p> <p>中核市移行後は、保健所によるサービスと保健センターによるサービスの両方を提供する場所として、「(仮称)甲府市総合健康支援センター」を設置します。</p>
6	所長の組織上の位置づけや人事権は、どうなるのか。	保健所長は、公衆衛生業務を担う重要な職務であることから、組織上の位置づけについては、人事権を含めて今後慎重に検討してまいります。
【職員体制の整備と人材の育成】		
7	勤務獣医師の確保は、どうするのか。	獣医師をはじめとする専門職の確保は困難であると見込まれることから、県及び関係機関等との情報共有、専門課程を有する教育機関への情報提供等、専門職確保に向けた取組を進めてまいります。